

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月21日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第21号

高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和53年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別料金等の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 給与条例附則第4項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間を除く。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券（定期券及び回数乗船券を除く。）により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。） 又は<u>470円</u></p> <p>イ 略</p>	<p>(特別料金等の額)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 給与条例附則第4項第2号に規定する特別料金等の額は、同号の支給単位期間における次の各号に掲げる高速艇の利用の区分に応じて当該高速艇の利用回数を当該各号に定める当該高速艇の利用に係る利用1回当たりの特別料金等の額に乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 高松港と土庄港との間に運航されている高速艇（発着時刻が20時前であるものに限る。）の利用 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 給与条例附則第4項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間を除く。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券（定期券及び回数乗船券を除く。）により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。） 又は<u>570円</u></p> <p>イ 給与条例附則第4項第2号の支給単位期間（同項第1号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間（当該支給単位期間に係る第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る定期券が高松港と土庄港との間の往路又は復路のいずれかを通用区間とするものに限る。）と重複する期間に限る。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券（定期券及び回数乗船券を除く。）により利用した場合 アの規定に準じて人事委員会に協議して教育委員会の定めるとこ</p>

(2) 高松港と土庄港との間に運航されている高速艇（発着時刻が20時以後であるものに限る。）を回数乗船券又は乗船券（回数乗船券を除く。）により利用した場合 それぞれ当該高速艇の利用区間に係る回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。）  
又は830円

(3) 高松港と草壁港との間に運航されている高速艇を回数乗船券又は乗船券（回数乗船券を除く。）により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。）  
又は470円

4 略

ろにより得られた額

(2) 高松港と土庄港との間に運航されている高速艇（発着時刻が20時以後であるものに限る。）を回数乗船券又は乗船券（回数乗船券を除く。）により利用した場合 それぞれ当該高速艇の利用区間に係る回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。）  
又は730円

(3) 高松港と草壁港との間に運航されている高速艇を回数乗船券又は乗船券（回数乗船券を除く。）により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用1回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。）  
又は570円

4 略

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第7条第3項の規定は、平成20年11月1日以後における高速艇の利用について適用し、同日前における高速艇の利用については、なお従前の例による。